

遠野市監査委員告示第10号

平成23年12月22日

市長からの要求による監査結果報告書で監査委員が市道等の除排雪業務について指摘した事項について、遠野市長から平成23年12月21日付け遠総第371号で対応方針の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 荒田 良治

遠野市監査委員 荒川 栄悦

遠 総 第 371号

平成23年12月21日

遠野市監査委員 様



遠野市長 本 田 敏 秋



市長からの要求による監査結果報告書に係る対応方針について  
平成23年11月28日付け遠監第34号で提出のあった標記報告書に係る市道  
等の除排雪業務の監査指摘について、別紙のとおり対応方針を定め取り組  
むこととしましたので、報告します。

## 市長からの要求による監査結果報告書に係る対応方針について

平成23年11月28日付け遠監第34号で提出のあった「市長からの要求による監査結果報告書」における市道等の除排雪業務の監査指摘について、次のとおり対応方針を定め、取り組むこととしたので報告する。

### 1 監査の項目（着眼点）について

- (1) 予算の執行は計画的かつ効果的に行なわれているか。
- (2) 入札は適正に行なわれているか。
- (3) 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。
- (4) 予定価格は設計書に基づき適正に行なわれているか。
- (5) 事業に対する指導監督は、適切に行なわれているか。
- (6) 事業の履行確認は、業務報告書によりなされているか。
- (7) 支出負担行為及び支出命令票は適正処理されているか。
- (8) 事業の費用対効果について

### 2 監査の結果について

#### (1) 指摘なしの項目

上記1の監査の項目（着眼点）の(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)

「特に問題点は、見受けられなかった。」との報告

#### (2) 指摘ありの項目

上記1の監査の項目（着眼点）の(1)、(5)及び(8)

### 3 監査の結果に係る対応方針について

- (1) 予算の執行は計画的かつ効果的に行なわれているか。

〔指摘内容〕

この事業が、従来型の全面業者委託であることから、予算の効率的な執行を図るため、市民協働による除排雪協力体制の構築が必要であり、除雪対策基本方針の市民周知の徹底不足である。

【対応方針】

地域づくり連絡協議会、自治会、商店街、ボランティア団体等の関係団体等の協力による市民協働の除排雪の体制づくりに努める。また、除雪への理解を深めるため、除雪対策基本方針（除雪対策計画）の市民周知を図る。

なお、雪対策検討委員会からの提言においても、市民、事業者、行政の役割がそれぞれ明記されており、それぞれの連携強化や協力体制の確立を図る。

（以後、この類に関する指摘内容への対応方針は、同様とする。）

(5) 事業に対する指導監督は、適切に行なわれているか。

〔指摘内容〕

除雪後の確認が業者任せであるため、臨時作業員を配置し、冬期間の除雪パトロールの実施と担当課による積雪量の確認を検討のこと。

【対応方針】

除雪委託業者において確認（写真管理）することが基本となるが、その他に、市職員による通勤路線の除雪の確認、それ以外の幹線道路等の確認は、委託若しくは嘱託職員や臨時作業員による除雪パトロールの実施を検討する。また、積雪量の確認は、定点観測(附馬牛・上郷・宮守・達首部の4カ所)以外の地域は、職員と第三者委託とする。

(8) 事業の費用対効果について

〔指摘内容〕

費用対効果を上げるため、市役所関係課の連携と、市民と行政とのタッグによる取組により経費節減に努め、特に次の5項目の取組が必要である。

- ① オペレーターの技術レベル向上のための研修会等の開催
- ② 市民協働による除排雪協力体制の構築（遠野町や松崎町にモデル地区の設置）
- ③ 自主的な「結い」の心で隣近所の足元確保を図るため、中心市街地の「除雪の日」の設置
- ④ 除雪対策基本方針の市民周知
- ⑤ 除雪作業出動基準の見直し

【対応方針】

- ① 県土木センターと連携し、あらゆる機会を捉え、講習会等を実施する。
- ②、③及び④ (1)と同様に取組を進め、モデル地区や「除雪の日」の設置についても、市民協働の除排雪体制づくりを進める中で検討する。
- ⑤ 下記4と同様の取組を進める。

#### 4 「総括」における指摘内容及びその対応方針について

総括の「除排雪事業の課題」として指摘された事項及び対応方針は次のとおり。

〔指摘内容〕

増加傾向にある除排雪業務委託料の縮減策として除雪出動基準の見直し（現行10cmを15cmに改定）と中心市街地（町場）の排雪回数を減らす必要がある。

【対応方針】

除雪出動基準については、5cmの引き上げによるデメリットや課題を検証したうえで見直しの方向で検討する。また、中心市街地（町場や住宅密集地）の排雪については、路面状況を見定め、排雪回数の縮減に努めるとともに、今後はロータリー式除雪車とダンプ式積載車の組み合わせによる排雪方法等を検討し、効率化と経費節減を図る。

〔指摘内容〕

- ・ 除排雪基準の見直し等の実施に当たっては、除雪対策基本方針の市民への周知徹底と市民協働による除排雪協力体制の構築が必要である（震災復興の後方活動で、自助、共助、公助の役割と結の絆精神が根付いている。）。
- ・ 少子高齢化の進行の中、自力での除排雪作業が困難な世帯もあることから、自治会、商店街

、ボランティア団体等との協力体制づくりやモデル地区の設置が必要である。

【対応方針】 3の(1)と同じ。

〔指摘内容〕

除排雪協力体制づくりの中で、小型除雪機やダンプ付軽トラックの貸し出しによる市民協働の除排雪が必要である。

【対応方針】 今季から導入し、実施する。

〔指摘内容〕

商店街の理解と協力により、主要交差点や歩道危険箇所への凍結防止剤（砂・融雪剤）の散布方法の工夫等が必要である。

【対応方針】 3の(1)と同様の取組を行い、早急に対応する。

〔指摘内容〕

中期的視点に立ち、歩道や交差点等へのロードヒーティング等の消融雪施設の整備促進の検討が必要である。

【対応方針】

歩行者の通行量等を検証し、融雪施設の整備（駅前やとびあ庁舎前等）を計画的に推進する。